明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○消防法施行規則等の一部を改正する省令（総務九一）　一
〔規　則〕
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（国家公安委一三）　七
〔告　示〕
○不当要求情報管理機関登録規程の一部を改正する件（国家公安委三六）　九
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務三七二）　九
○消防法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示（消防庁一二）　一六
○少数生産車の型式を承認した件（経済産業・国土交通・環境五五～六一）　一七
○承認事業者の住所を変更した件（同六二、七四）　一七
○少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件（同六三）　一八
○少数生産車の型式についての承認を取り消した件（同六四～六六、七五）　一八
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（同六七～七三、七六～八六）　一八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人国立美術館平成二十三事業年度財務諸表、独立行政法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量特別教習・環境計量特別教習（濃度関係）及び環境計量特別教習（騒音・振動関係）・一般計量教習、阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　二五
地方公共団体
行旅死亡人関係　二七
会社その他
会社決算公告　二九

省　令

総務省令第九十一号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条第二項（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第八条の二第四項（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条の二第三項、第二十一条の三第二項、第二十一条の七、第二十一条の十六の三第一項及び第三項並びに第二十一条の十六の四並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三条第二項、第三条の二第一項及び第二項、第四条、第四条の二第一項、第四十八条、第四十八条の二並びに第四十八条の三第一項の規定に基づき、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月十九日

総務大臣　樽床　伸二

消防法施行規則等の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条の二第四項」を「第八条の二第七項」に改める。

第二条の二第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていること。

第三条第一項中「第四条第三項」を「第三条の二第一項」に改め、同項第一号チ中「訓練の」の下に「定期的な」を加え、同条第二項中「第二十八条の三第四項第二号ハ」を「第四条第一項第二号、第二十八条の三第四項第二号ハ」に改め、「所在地」の下に「。第四条第一項第二号において同じ。」を加え、同条第六項中「第四条の二第四項」を「第四条第四項」に改め、同条第八項中「第四条の二第六項」を「第四条第六項」に改め、同条第十項中「第四条第三項」を「第三条の二第二項」に改める。

第四条を第三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（統括防火管理者の資格を有する者であるための要件）

第三条の三　令第四条の総務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

一　防火対象物の全体についての防火管理について権原を有する者から、それぞれが有する権限のうち、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていること。

二　防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の内容について説明を受けており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。

三　防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、当該防火対象物の位置、構造及び設備の状況その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。

第四条の二の見出しを「（防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画）」に改め、同条第一項を次のように改める。

統括防火管理者は、令第四条の二第一項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、当該防火対象物の管理について権原を有する者の確認を受けて、別記様式第一号の二の二の二の届出書によりその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。